

専決処分の報告について

1 事故の発生

平成27年8月24日(月)午前10時25分頃、ふれあい班がふれあい指導業務のため軽小型貨物車で移動中、板橋区大山町28番7号前路上の左脇に停車し、助手席側作業員が降車するためにドアを開けた際、後方から走行してきた相手方自転車が左側ドア後部に接触し、右胸を左側ドア後部に打ちつけた。

- 2 損害の程度 (1) 区側 なし  
(2) 相手側 打ち身・切り傷・頸椎捻挫

3 相手方の住所及び氏名

住所

氏名

- 4 損害賠償額 金687,011円  
(内訳) ①治療費 金342,611円  
②傷害慰謝料 金344,400円

- 5 示談成立日 平成27年12月21日

- 6 示談の処理 区は、本件の示談金として金687,011円を支払う。  
保険会社を通じて、相手方はこの事故に関する何らの債権債務が存在しないことを確認し、今後一切の請求をしない旨の示談を交わした。

- 7 支払日 平成27年12月25日  
なお、賠償額は全額「事業用自動車総合保険」(三井住友海上火災保険株式会社)により支払われた。  
区からの直接の支払いはない。

8 今後の事故防止策

朝礼や安全研修等の機会を活用し、自動車からの降車時の注意事項(指さし呼称の徹底)を確認し、事故防止に努めるとともに、万が一事故に遭遇した場合の連絡体制を改めて確認する。

1 事故現場 (大山町 28 番 7 号前道路)    2 事故車両 (車両損傷なし)



3 事故発生状況図

